

LNG バンカリングガイドライン改訂に向けた
検討委員会

第2回委員会資料

LNG バンカリング事業者へのヒアリング調査
(Truck to Ship、Shore to Ship)

令和5年3月24日

株式会社 日本海洋科学
一般財団法人 日本海事協会
公益社団法人 日本海難防止協会

1 LNG バンカリング事業者へのヒアリング

国内における LNG バンカリングの実績を踏まえたガイドラインの課題分析のため、既に LNG バンカリング事業の実績・計画がある伊勢湾・三河湾、横浜港及び九州・瀬戸内地区の事業者を対象としてヒアリング調査を行った。

事業者から得られたヒアリング結果を踏まえ、現状の **Truck to Ship**、**Shore to Ship** のガイドラインの課題を洗い出し、改訂の必要性について検討を行った。

1.1 Truck to Ship ガイドラインの改訂にかかる課題と方針

国内での LNG バンカリング実績等を踏まえ、事業者からのヒアリング結果から **Truck to Ship** ガイドライン改訂の要望を洗い出し、**Truck to Ship** 特有の要望において今年度で改訂が可能な課題なのか、あるいは引き続き検討が必要な課題かどうか検討した。検討の結果、事業者からのヒアリング結果に基づく改訂の要望は、すべて今年度で改訂が可能な課題であることを確認した。

今年度での改訂が可能な課題及び改訂方針と理由を表 1.1.1 に示す。

表 1.1.1 ガイドラインの改訂が可能な課題

ガイドライン	ヒアリングによる課題	改訂方針とその理由
1.7 天然ガス燃料船・LNG ローリー間の共通要件	LNG 燃料船・LNG ローリーの共通要件に「係船力計算又は艀装数を踏まえた適切な係留設備が備わっていること」の要件がある。 係留設備は LNG ローリーの要件には含まれず、天然ガス燃料船の要件のみに含まれるのではないか？	改訂方針： 当該要件を、1.6「天然ガス燃料船の要件」に移設する。 改訂理由： Ship to Ship 、 Shore to Ship 方式と異なり、LNG ローリー側が岸壁の係船設備を手当てすることが考えられないため。
その他、実態を踏まえた細かな改正、 Ship to Ship 方式によるガイドラインの整合、文言明確化など		

1.2 Shore to Ship ガイドラインの改訂にかかる課題と方針

1.1 と同じように、事業者からのヒアリング結果から **Truck to Ship** ガイドライン改訂の要望を洗い出し、今年度で改訂が可能な課題なのか、あるいは引き続き検討が必要な課題かどうか検討した。検討の結果、**Shore to Ship** 特有の要望において、今年度で改訂が可能な課題・引き続き検討が必要な課題は確認されなかった。

表 1.2.1 ガイドラインの改訂が必要な課題

ガイドライン	ヒアリングによる課題	改訂方針とその理由
	Shore to Ship に固有の課題はなかった。	
その他、実態を踏まえた細かな改正、 Ship to Ship 方式によるガイドラインの整合、文言明確化など		